

参考 1

アルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料として利用することについて (審議経緯)

- 平成 15 年 8 月 25 日 農林水産大臣より食品安全委員会委員長に食品健康影響評価の要請（平成 15 年 8 月 25 日付け 15 消安第 1154 号）
- 8 月 28 日 第 8 回食品安全委員会において農林水産省より意見聴取
- 10 月 7 日 第 2 回食品安全委員会プリオン専門調査会において調査審議
- 10 月 9 日 第 14 回食品安全委員会においてプリオン専門調査会報告書（案）の報告
- 10 月 9 日～11 月 5 日 専門調査会報告書（案）に対する御意見・情報の募集
- 11 月 13 日 プリオン専門調査会座長より食品安全委員会委員長に食品健康影響評価結果について報告

アルカリ処理をした液状の肉骨粉を肥料として利用することについての
御意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成15年10月9日～11月5日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 2通
4. 主な御意見の概要及びそれに対するプリオン専門委員会の回答

意見	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 液状肥料に使用するゼラチンがなぜ経口投与に必要な医薬品等用のゼラチンである必要があるのか。あまりにも用途を無視した規制であると考えられる。 ○ BSE発生国であってもBSE防疫体制のはっきりしている原産国のゼラチンであり、安全性が確かめられているゼラチンであれば、液体肥料へ使用しても問題ないと考える。 	<p>農林水産省から意見を求められた本件に関しては、当該肥料の原料、製造、施用に至る一連の過程の各段階における異常プリオン蛋白質(伝達性海綿状脳症の病原体とされる)の不活性効果を科学的知見に基づいて評価し、それらを踏まえて全体を通じた総括的な食品健康影響評価を行ったものです。その際、原料として医薬品等用のゼラチンを使用することは、農林水産省から当該肥料製造工程の一つの条件として提示されたものであって、今般の評価結果においてもリスク低減効果が期待されることから、その条件を考慮したものです。</p> <p>また、御意見のBSE防疫体制のはっきりしているBSE発生国のゼラチンの液体肥料への使用については、今回の食品健康影響評価の対象ではありません。</p>
その他 (1件)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 草食動物に肉骨粉や魚粉を与えたことがBSE発生の原因である。また、肉骨粉を肥料に使用する事まで禁止することは、実に馬鹿げた事である。 ○ エイズの原因是、精子とヘルパーT細胞が結合したことによるものである。 ○ 塩分を過剰に摂らなければ、心臓病をはじめ、高血圧症、泌尿器系疾患、消化器系疾患気になることは牛でも腎臓病、心臓病などで倒れることはない。 ○ BSE問題は、解毒問題であるということ、牛肉は限度を超えて食べれば癌の原因になるということ、白血病はファーストフードの食べすぎであることを報せるべき。 	<p>これらの意見は、「アルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料として利用すること」に係る御意見・情報に該当しないものと考えられます。</p>